学校教育と著作権

授業で利用するため、他の書籍等からコピーしてプリント教材を作成する場合や、教材のデジタル化に伴い、画像等をTVに写したりすること等は日常的に行われていますが、著作権はどうなっているのでしょうか。結論から言えば、著作権法の規定により、教育目的であれば、必要と認められる限度で公表された著作物を複製することができることとなっています。では具体的にはどんな場合をいうのでしょうか。

1 著作権法第35条(学校その他の教育機関における複製)

学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)に (1)

おいて<u>教育を担任する者及び授業を受ける者</u>は、その<u>授業の過程</u>における使 (2) (3)

用に供することを目的とする場合には、<u>必要と認められる限度</u>において、公(4)

表された著作物を複製することができる。ただし、当該<u>著作物の種類</u>及び用(5)

途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の<u>利益を不当に害する</u>こ (6)

ととなる場合は、この限りでない。

- (1)教育機関とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校のほか、公民館などの社会教育施設、教育センターなどの教員研修施設、職業訓練所などの職業訓練施設などであり、組織的・継続的教育機能を営む機関をいいます。営利を目的として設置されているものは除かれますので、私人の経営する予備校や塾、究極的には事業体の利益につながる会社等の職員研修施設などは該当しません。私立学校は営利を目的としない学校とされるのが一般的です。
- (2) 教育を担任する者とは、実際に授業を行う者でなければなりません。自分の担当するクラスの児童・生徒に配布することが一般的です。授業を受ける者とは、児童生徒のことをいい、調べ学習等で児童生徒が複製を行う際には、全く自由に複製できるわけではなく、授業のために必要な限度で許されていることや、著作者の権利を尊重する重要性について十分に指導することが必要です。
- (3) 授業の過程とは、教科の授業だけではなく、総合的な学習の時間、特別活動なども含まれ、運動会等の学校行事も含まれます。また部活動、林間学校、生徒指導、進路指導など、学校の教育活動に基づいて行われる課外指導も含まれます。しかし授業とは関係のない場合は、たとえ教育目的のためであっても、複製は許されません。例えば学級通信や学校だより、学校ホームページといった校務に該当する場合は、複製は認めていません。

(4) 複製できる範囲については、<u>必要と認められる限度</u>内であり、必要もないのに著作物の全頁をコピーしたり、担当クラスの生徒数をはるかに上回るような学年全体の人数分をコピーするようなことは許されません。

複製部数は、1クラス=50名程度を目安とするとされています。

- (5)禁止されている**著作物の種類**ですが、市販の問題集や参考書、ドリル、ワークブック、資料集、テストペーパー、白地図、教材として使われる楽譜なども該当します。これらは個人で購入して利用することを想定しているので、複製をしてはいけません。
- (6) <u>利益を不当に害する</u>場合ですが、例えば市販のワークブックやドリルなどの補助 教材を1部購入して生徒の数だけコピーして配布するようなことは、明らかに権利 者の利益を害するものであると考えられます。ただし、生徒が全員購入したものを コピーして授業で使うのは構いません。

またライセンス契約のあるソフトウェアを複数のパソコンにインストールしての使用やレンタルDVD等を複製してのビデオ使用も利益を不当に害する場合となります。

2 **著作権法第38条**(営利を目的としない上演など)

公表された著作物は、<u>営利を目的とせず</u>、かつ、聴衆又は観衆から<u>料金を受けない</u>場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行うものに対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

- つまり、次の条件がすべてあてはまる場合は、上演できることになります。
 - (1) 営利を目的としない。(非営利)
 - (2) 聴衆または観衆から料金を受けない。(無料)
 - (3) 実演家などに報酬が支払われることがない。(無報酬)

3 具体例

(1) 授業において

- 子ども達全員が購入したドリルや問題集を、学習の定着のために2度、3度と 印刷して、繰り返し学習させるのは構わない。(授業の過程)
- 英語の授業で市販の英語CDを生徒に聞かせるのは構わない。しかし語学学習 用のCDの扱いは慎重に取り扱った方がよい。(利益の侵害)
- 試験問題に著作物を利用するのは構わない。(試験問題としての複製等) 文学作品を使うとき、原文のままだと問題にしにくいので、用字を変えるのは構 わない。(公表された著作物の利用)
- 音楽の試験で楽曲の一部を利用したり、つなぎ合わせたりするのは、試験を作成するときにのみ「変形」することができる。

- 新聞をコピーして子どもに配るのは構わない。新聞は「公表された著作物」であ り、学校で授業のためにコピーし、配布することが認められています。
- テレビ番組を録画して授業に使うのは構わない。(授業の過程、非営利) しかしそのビデオやDVDを、学年や学校図書館のライブラリーにするのは、授 業で必要な限度を超えているので認められない。(利益の侵害)
- レンタルビデオ店で借りたDVDを授業に使うのは構わない。(非営利・無料) しかしそのDVDをコピーしたものを授業に使うことはできない。(利益の侵害)
- 図書室やパソコン室で調べ学習をする際には、書籍や雑誌はもちろん、ホームページに掲載されているものなど、すでに公表されている著作物は、複製し、利用することができる。(授業の過程)
- × 夏休みの宿題としてアニメのキャラクターや、マスコットキャラクターの作品 を作ってきた場合、作るのは構わないが、市の作品展に出品することはできない ということを、あらかじめ子ども達に説明しておく必要があります。

(2)特別活動において

- 運動会のダンスの練習のため、放課後や家庭でも練習したいという希望が出て、 子どもに必要な曲だけをCDにコピーして配ることは、構わない。(授業の過程) ただし練習が終わったら回収して廃棄する必要がある。(利益の侵害)
- 運動会をスムーズに進行させるため、複数の音楽CDを1つのCDに曲順を変えて編集するのは構わない。(授業の過程)
- 学校の文化祭の練習のため、楽譜をコピーして生徒に配るのは構わない。学校 行事なので、授業とみなす。(授業の過程)
- 給食時間に、音楽CDを放送するのは構わない。(非営利、無料) ただし、何枚かのCDから曲を選び、編集するのは問題である。(学校放送は、 授業とは見なされないため)
- × 校外学習のバスの中でレク係の子どもがレンタルビデオ・DVDを借りてきて見せたいと言っても、バス会社の規約でできない。(著作権侵害) ただし教師が子ども達の活動の様子を撮影したビデオを上演したり、子どもが用意したBGM等は可能になることもあるので、事前にバス会社と確認を取っておく必要がある。
- × 吸奏楽部がコンクールで楽曲を演奏する場合は、JASRAC (日本音楽著作権協会) が管理し、著作権が生じている楽曲は使用料を支払う必要があります。(通常、コンクールの主催者がまとめて手続きをしています。)

(3) 校務において

- × 学級通信や学校だより等に、著作権のあるキャラクターを複製することはできません。(保護者を対象とした通信類は、授業での利用は該当しない。)
- 新聞の記事を学級通信にのせるのは、一部分だけの引用であるならば可能です。 しかし「通常の授業」の範囲外であるので、全文を転載するのはできません。
- × 学校のホームページに地図をのせたい場合、地図は著作物なので、使用できません。著作者がフリーユースとしている場合は構わない。しかし略図を自作したうえで地図情報サイトにリンクするのは構わない。

- × 学校のホームページに子どもの写真を載せるのは、<u>肖像権</u>の問題があり、子ども・保護者の許可が必要。さらに見た人が写真を複製したり、加工したりすることもあり、子どもが犯罪被害者にならないためにも、慎重な配慮が必要。
- × 学校のホームページに校歌が流れるようにしたいとき、学校に対して著作権の 譲渡が行われているか確認する必要があります。もし譲渡する契約を結んでいな ければ、著作権は作詞家と作曲家にあり、了解を得なければなりません。また演 奏している人たちにも著作隣接権があるので、了解を得る必要があります。著作 権者の死後50年以上経過していれば著作権は消滅します。
- × 他校の授業参観や研究授業での教室の掲示物や授業の様子を撮影するのは、外部の人間なのでできません。ただし研究のために記録を残したい場合、学校名や学年等の出所を明記し、「引用」すれば大丈夫です。
- × 講演会の発表内容を録音・録画したい場合、通常は講師謝金が発生しているので、あらかじめ講演者に録音・録画の許可を得る必要があります。その際、どのように利用するのかについても説明しなければなりません。
- 日常の教育活動で教師がさほど著作権を意識せずにコピー教材を使っている現 状はあると思います。しかしいざ著作権法と照らし合わせると、適法なのかと検 討してみるのは大切なことだと思います。

また、子ども達には、学校の授業という<u>特別な環境で守られている</u>ため認められていること、大人になった時に著作物を利用する場合にはどうしたらいいかということを指導しておく必要もあると思います。